

「海の京都」新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ＜飲食店向け＞

安心・安全な海の京都を目指して



海の京都

【第4版】

令和4年1月1日

掲載内容は、令和4年1月1日時点のものです。今後、国等による通知等により随時内容を変更します。最新の内容については海の京都ホームページをご覧ください。以下にお問い合わせください。

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都 DM0）

電話 0772-68-5055

ホームページ <https://www.uminokyoto.jp/>

「海の京都」新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ＜飲食店向け＞

1. 目的

海の京都では、エリア内の飲食店での飲食を安心して楽しんでもらうため、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、密接・密着・密閉のいわゆる「三密」を避け、新型コロナウイルスから利用者および事業者自身の生命を守るために事業者等が講じるべき具体的な対策事項を示しています。

事業者は本ガイドラインや業界の定めるガイドラインに基づき感染症対策を講じ利用者にその内容を提示するとともに、利用者にも感染症予防対策に対する理解を求め、利用者と事業者および海の京都DMOが相互に協力して感染症対策に取り組みます。

これらの取り組みにより、①新型コロナウイルス感染症拡大により激減した観光客の回復、②徹底した新型コロナウイルス感染症対策による「安心・安全な海の京都」の発信、③事業者の感染症予防対策意識の向上につなげます。

2. 策定方法

策定に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、業界団体等が策定したガイドライン等を参考に策定しました。

3. ガイドライン

ア) 施設環境の整備

- 施設出入口に手指消毒液や手洗い場（石鹸付き）を設置する。手洗い場にはペーパータオルなど（エアータオル不可）を設置するよう努める。
- テーブルや座席などは利用者が入れ替わる毎に消毒する。また施設内や使用備品等人がよく触れるところもこまめに消毒する。
- マスクを持参していない利用者用のマスクを備え付ける。
- 施設内は、出入口や窓を開放して常時換気に努める。常時の換気が難しい場合はこまめに換気する。
- テーブルやカウンターなどは座席ごとにパーテーション等で仕切るか利用者同士の間隔が1メートル（できるだけ2メートル）以上空くように座席のレイアウトを工夫する。
- ビュッフェ形式のような他人同士が大皿で取り分けるような食品提供はできるだけ避け、個別提供や従業員による取り分けなど工夫する。（同居家族など既に濃厚接触者の場合を除く）
- 会計レジなど対面する場所は、距離を保ったり、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを用いたりして飛沫感染を防止する。

イ) 事業者が行うこと

- マスクの着用、うがいの励行、手指の消毒・手洗いを徹底する。

- 業務に携わる従業員に出勤前の検温を励行し、発熱等のある場合は自宅待機と医療機関受診を促す。
- 人同士の距離を確保する。間隔はマスクを着用した上で1メートル（できるだけ2メートル）以上とする。
- 食事の下膳と配膳を同時にしない。下膳毎の手洗いや消毒を徹底する。
- 食品残渣や唾液の付いたごみはビニール袋等に密閉して処理する。
- 会計時等の現金受け渡しはトレー等を使用するなどできるだけ利用者との接触を減らす。可能であれば、キャッシュレス決済の端末を導入する。
- 感染症拡大防止のための営業時間の短縮など、国や地方自治体からの要請に従う。

ウ) 利用者に求めること

- 入店時の検温等を実施し、発熱等の体調不良がある人の入場を制限する。
- 大人数での利用を極力控えるよう呼びかける。
- 食事中以外はマスクの着用を徹底する。利用者がマスクを所持していない場合は、事業者が備え付けのマスクを提供する。
- 手指の消毒もしくは石鹸による手洗いを徹底する。
- 人同士の距離を確保する。1メートル（できるだけ2メートル）以上とする。（同居家族など既に濃厚接触者の場合は1メートル以内も可）
- 客同士のお酌、グラス等の回し飲みや器、スプーン等の共用をしないよう注意喚起する。
- 大量飲酒や大声での会話を控えるよう注意喚起する。

エ) 感染症が疑われるもしくは発症者が判明した場合

- お客様・従業員に、息苦しさ、倦怠感、高熱等の強い症状が出た場合は、最寄りの保健所や相談センターに連絡し指示を仰ぐ。
- ※「GOTO トラベル」参加事業者は感染者が発生した場合、GOTO トラベル事務局に報告し、対応について助言・指導を受ける。（GOTO トラベル事業実施中に限る）
感染者発生報告専用番号 03-6747-3982（365日・10:00～19:00）
- ※「京都 GOTO EAT」参加事業者は感染者が発生した場合、GOTO トラベル事務局に報告し、対応について助言・指導を受ける。（京都 GOTO EAT 事業実施中に限る）
京都 GOTO EAT 事務局 075-276-4051
- ※感染者発生等の理由で営業を休止した場合は、海の京都DMOに報告する。

4. コロナウイルス感染症発症に関する相談先

【専用相談窓口】

きょうと新型コロナ医療相談センター TEL075-414-5487(24時間/365日)
<https://www.pref.kyoto.jp/index.html>



5. その他

- 国の GOTO トラベルや GOTO EAT（京都 GOTO EAT）に参画する事業所については、各事業が定める参加条件を守る必要があります。（GOTO トラベル事業実施中に限る）
 【GOTO トラベル公式サイト】 <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

【京都 GO TO EAT 公式サイト】 <https://premium-gift.jp/kyoto-eat>

○海の京都DMOが実施するキャンペーン等に参画する事業者は、京都府の「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」に登録し認証を受ける必要があります。

「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」とは

…飲食店と飲食店を利用する双方にとって安全・安心な環境づくりのための感染防止対策に取り組んでいる飲食店を京都府が認証する制度です。

【申請方法等】 https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html



○新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議では、適切な感染拡大予防対策に取り組むことを宣言した事業者に対し、「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」配布し、対策の見える化と感染拡大予防、社会経済活動の両立を目指しています。※海の京都が実施するキャンペーンなどに参画する場合は宣言事業所であることを条件にしています。

【登録フォーム】 <https://www.kyotokaigi.com/>

●注意事項

- ・当ガイドラインの内容は作成時点の情報に基づき作成しています。
- ・当ガイドラインは事業者の対応指針を示すもので、当ガイドラインの情報を用いて行う一切の行為およびガイドラインに起因して生じた損害につき責任を負うものではありません。

●参考にしたガイドライン等

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」【厚生労働省】
- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン【一般社団法人日本フードサービス協会】
- ・「旅行会社・OTA等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領」【GOTOトラベルキャンペーン事務局】
- ・「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」【京都府】
- ・「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」【京都府】

ご利用ください！ 感染症対策周知・啓発ツール集

海の京都では、観光客の皆さんに安心して楽しんでいただくため、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインのほか、お客様への感染症対策を呼び掛ける啓発ポスターやピクトグラムなどを作成しています。

ホームページや施設内掲示などに自由に使用いただけます。

各種周知・啓発ツールのダウンロードはコチラから ⇒⇒⇒
<https://www.uminokyoito.jp/feature/detail.php?spid=63>



◆感染症防止啓発ポスター 「まもろう3つの約束」



◆感染症対策周知ポスター 「安心してご利用いただくために」



◆感染症防止啓発ピクトグラム



マスク着用 Masks
 施設利用時はマスクを着用してください
 利用施設時請戴上口罩
 Please wear a mask
 시설을 이용하실 때는 마스크를 꼭 착용하세요



手指の消毒 Sanitizer
 こまめに手洗い・消毒しましょう
 經常洗手或消毒
 Please use the disinfectant and wash your hands
 頻번히 손씻기 손소독을 하세요



間隔(1-2m)の確保 Keep your distance
 間隔を空けてお並びください
 排隊時請空出間隔 (1-2m)
 Please keep 1-2 meters between yourself and others
 사회적 거리(1-2m)를 두고 줄을 서세요